

9/28  
八地申  
第7号

# 不利益扱いの是正を求める申し入れ

2020年5月15日に「労使間の取扱いに関する協約」を締結以降、八王子地本一支社間の窓口において JR 東日本輸送サービス労働組合八王子地方本部事務所及び支部事務所の設置に向けて労使協議を重ねてきました。しかしながら、協約締結から1年以上が経過した現在でも「示せるところがない」「探している」という回答で未だ設置には至っていません。

八王子地本は、2021年7月17日に「JR東日本輸送サービス労働組合八王子地方本部第3回定期大会」を開催しました。大会では、代議員から組合事務所の早期設置に関する発言が出され、支部事務所も含め、組合活動の拠点が確保されないことによって組合員の不利益につながっていると強く訴えられました。八王子地本はこれらの発言を重く受け止め、引き続き迅速かつ精力的な労使協議を行なっていく答弁をし、地本大会以降の労使協議ではその旨を窓口で伝えてきたところです。

現時点において、事務所設置に向けてのスケジュール感や見通しすら立たない状況にあります。このような状況が続くとすれば、八王子地本として早期設置を求める組合員の負託に応えることはできません。また、他労組との関係を見れば不利益扱いということは明白であります。

コロナ禍の中、コストダウンが求められる中において、組合事務所の便宜供与のあり方について検討を要することは否定するつもりはありません。しかし、1年以上経過した現時点においてもその進展が見られないことは到底納得できるものではなく、改めて「労使間の取扱いに関する協約」に基づく組合事務所の早期設置を強く求めるものです。そして、正常で健全な労使関係を構築するためにも、八王子支社の早急な検討と判断を求めます。

したがって、下記の通り申し入れを行いました。

## 【申し入れ項目】

### 1. 労使間の取扱いに関する協約（令和2年5月15日締結）第57条を直ちに履行すること

労使間の取扱いに関する協約

（組合事務所）

第57条 組合は、会社の許可を得た場合、会社の施設を組合事務所として使用することができる。

2 会社は、組合事務所の使用につき、本部及び地方本部、ならびに支部ごとに1箇所を上限として許可するものとする。

**「労使対等の原則」に基づく、誠意ある対応を求めます！**